

文化財保護奨励金の拡充

事業名	文化財の指定・登録等事業		
ここがポイント	◆通常非公開の文化財の公開や実物に近いレプリカ作成など、区民がより文化財に親しみを持てるよう積極的に文化財を公開・活用する取組に対する補助を新設します。	区 分	☐ 新規 ☐ 臨時（ ☐ 新規・ ☐ 継続） ☒ レベルアップ

区内に 150 以上ある区指定文化財を適切に保存するとともに、区民に向けて文化財の積極的な公開が進むことで区民等が文化財に親しみを持てるよう、区指定文化財所有者等に交付している文化財保護奨励金を拡充します。



◀ 赤坂氷川祭の山車人形

▼ 木造歴代人上人像



文化財保護奨励金の拡充の概要

- 区指定文化財所有者等に対し、毎年度、定額で交付している文化財保護奨励金の交付額を増額。
- 「積極的な活用にかかる経費」として、通常非公開の文化財の公開や実物に近いレプリカ作成などの積極的な活用を希望する所有者に対し、費用の 8 割を補助。

概 要

対 象 者 当該年度の 4 月 1 日時点で区の指定を受けている文化財等の所有者等
受付開始 令和 7 年 4 月以降

対象	拡充前	令和 7 年 4 月から
有形文化財（建造物）	5 万円	7 万円
有形文化財（建造物以外） 史跡・旧跡・名勝・天然記念物 ・有形民俗文化財	2 万円	3 万円
無形文化財保持者（個人） 無形民俗文化財（個人）	3 万円	5 万円
無形文化財保持者（団体） 無形民俗文化財（団体）	5 万円	10 万円
NEW! 積極的な活用にかかる経費	—	費用の 8 割 ※上限100万円/件

問合せ



課 長 図書文化財課 齊藤
 ☎ 03-6450-2869（直通）

係 長 図書文化財課 文化財係 山本
 ☎ 03-6450-2869（直通）